独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がコンサルタント等と の業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日か ら配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示 書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に 従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel: 03-5226-6612、6613) あてにお願 いします。

注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。 http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\_01.html

2013年4月17日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の

- 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロ ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

# . 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】 本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき ます。

具体的には、 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\_0701.html)

(1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上の職を持した者が、相談役、第20年10日本では、2015年では、20

相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ・当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、 次に掲げる情報を公表します。 ア・対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ・契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ・契約相手方の経済上京又は事業収入によめる当機構との取引割合

ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨

(3)当機構の役職員経験者の有無の確認日当該契約の締結日とします。

(4)情報の提供 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 2 国名:カンボジア 担当:経済基盤開発部

案件名:電子海図策定支援プロジェクト

1 契約予定期間:2013年7月上旬~2015年12月下旬

### 2 参加要件

海外における航海用海図(電子海図)に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の契約プロセス(予定)

業務指示書等配布期間:2013年5月1日から2013年5月7日まで

(配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。) 配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP>調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について

【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\_01.html

配布依頼書受付期間:上記配布期間中の10時~17時

ダウンロード期間:上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出:2013年5月28日

(プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。)

選定結果通知 : 6月上旬 契約交渉 : 6月中旬

# 5 業務の目的

カンボジアでは、シハヌークビル港が唯一の外海に面する大水深港であり、同港及び周辺地域の開発による国際貿易の活性化が重要な課題となっている。また、我が国もシハヌークビル港への支援を重要な協力と位置づけ、これまで同港の港湾整備、港湾を運営するシハヌークビル港湾公社の組織・運営改善、隣接するシハヌークビル港経済特区(SEZ)の整備の支援に取り組んできた。船舶の航行安全確保には水深や施設等の情報を網羅する海図が必須であるが、シハヌークビル港周辺で現在使用されている海図は、冷戦時代にフランスとソビエト連邦が作成した海図の著作権承諾を得て再編集した紙海図(1/20000、1997年に英国水路部が刊行)のみという状況であり、海図情報の信頼性に欠けている。また、国際海事機関(IMO: International Maritime Organization)は、2012年7月から、500GT(Gross Tonnage:総トン数)以上の客船と3000GT以上のタンカー(いずれも新造船が対象)に対して電子海図情報表示システム(ECDIS: Electronic Chart Display and Information System)の搭載を義務化しており、今後新造船のみならず現存船に対しても船種・規模に応じてECDISの搭載が順次義務付けられていく予定であるため、ECDISに対応する国際仕様に則った電子海図(ENC: Electric Navigational Chart)が必要である。最新の測量に基づく国際仕様に則った電子海図が未整備である状況が続くと、航行安全に支障を来たすだけでなく、シハヌークビル港の寄港とりやめ等、同港の競争力が大きく低下することが懸念される。

以上のような背景から、シハヌークビル港において最新の測量結果に基づく電子海図を早急に刊行することが喫緊の 課題となっている。

本業務では、シハヌークビル港周辺の電子海図作成およびその作成プロセスにかかるカウンターパートの能力強化を行うこととし、本プロジェクト終了後もカンボジア政府が自立的に電子海図を運用・維持管理できるようになることを目的とする。

## 6 業務の範囲及び内容

# (1) 業務対象地域

プノンペン及びシハヌークビルを主なプロジェクト対象地域とし、以下を主な業務範囲とする。

ア シハヌークビル港周辺の電子海図編集に必要な水路測量データ、潮汐等の海図記載情報の整備

イ デジタル地勢モデル (DTM : Database of Integrated Digital Geospatial Terrain Model of Land and Sea) の構築

ウ シハヌークビル港周辺(北緯10°34′~10°45′、東経103°24′~103°34′)の電子海図の作成

エ 上記ア~ウをはじめとした電子海図の運用、維持管理、刊行にかかるカウンターパート(公共事業運輸省およびシハヌークビル港湾公社等関連機関の職員)の能力強化

### (2) 業務内容

- ア 調査機材の調達、艤装
- イ 既存情報の収集、分析
- ウ シハヌークビル港周辺海域における水路測量、データ収集
- エ 陸地情報、海岸線決定にかかる衛星画像の取得
- オ 船舶停泊地の底質及び海底生物分布把握にかかる底質調査
- カ 潮汐・潮流観測
- キ 潮汐表、海流予測にかかる海象データ解析、処理
- ク シアヌークビル港周辺の紙海図、電子海図作成のためのDTMの構築
- ケ 電子海図作成
- コ 電子海図作成プロセスに関する技術移転(OJT、セミナー、本邦研修)の実施

# 7 成果品等

アインセプション・レポート(2013年 7月中旬)イプログレス・レポート(2013年 12月中旬)ウインテリム・レポート(2014年 9月上旬)ウドラフト・ファイナルレポート(2015年 8月上旬)エファイナル・レポート(2015年 10月上旬)

# 8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 総括 (水路学/潮汐学/電子海図理論・現地調査計画等)(評価対象予定)
- イ 海上作業指揮、海上位置、誘導・安全確保
- ウ デジタル水路測量データ集録・処理
- エ 測地・GIS専門家(衛星データ処理・CAD・GIS他)
- オ 海図(電子海図)作成技術移転 (評価対象予定)
- カ 験潮器設置、潮汐・潮流解析
- キ 業務調整 / 水路測量補助

# 9 特記事項

- ・2013年2月に予備調査実施済み
- ・共同企業体の結成を認める予定

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。